



**継続テーマ
シンポジウム**



座長：住田 安弘 (JCHO四日市羽津医療センター 院長)
西辻 浩 (JCHO理事)

事務職に求められるマネジメント ～課題は何か、解決の道筋は

- KS1-1 松谷 秀樹 (JCHO仙台病院 総務企画課 総務係長)、
- KS1-2 松本 祥敬 (JCHO星ヶ丘医療センター 総務企画課 課長補佐(企画))、
- KS1-3 榎並 竜大 (JCHO諫早総合病院 医事課 入院係長)、
- KS1-4 江畑 直樹 (日本経営グループ 株式会社ミライバ 取締役)

病院経営を取り巻く環境が大きく変化する中、多くのJCHO病院でも、一部の職員が努力すれば経営は何とかなるといふ時代は終焉を迎えつつある。

これからの病院経営においては、働く職員一人ひとりが自院の経営状況を認識し、自部門の課題やその背景を理解した上で、他の職種の職員とも協働しながら共にゴールを目指すという姿勢、すなわち「全員経営」の文化が求められる。

多職種の職員が働く病院という世界の中で、病院内外の様々な情報が集まり、そこから抽出される成果や課題をタイムリーに院内に伝達できるのは事務部門であり、協働作業を進める上で組織の潤滑剤としての働きが期待されるのも事務部門である。

他方、残念ながら、事務部門が院長をはじめとする病院幹部や他の職種の職員の期待に応えるだけのインパクトのある役割を担えている病院は未だ多くない。

昨年、本部では経営企画力を持った事務職員を育成すべく「経営分析研修」を開催し、学会では、研修を修了した中から3名の職員に出席してもらい、主として経営分析の技術的な側面から、事務職員の役割や取り組みについて発表してもらった。

今年度は、研修を「経営エキスパート研修」に改め、昨年度と同内容の「経営分析編」に加え、昨年度の研修修了者を対象としたステップアップ研修である「マネジメント編」を8月に実施した。「マネジメント編」では、多職種を巻き込んで課題解決を目指す際に、立ちはだかる様々な要因をどのようにクリアしていくかのヒントをつかんでもらうことを目指した。

今回、「マネジメント編」を受講した3名から、経営企画の仕事を進める上でうまく進まない要因があるとすればそれは何なのか、どうすれば改善できるのか、新たにどのような取り組みをやろうとしているのか等について報告してもらった。

併せて、研修を担った(株)日本経営から、受講生の悩みや葛藤を通じて、病院の幹部や他の職員等にどのような関わり方が期待されているのかを説明してもらった。

座長：瀧村 佳代 (JCHO理事)
吉浪 典子 (JCHO本部 企画経営部 患者サービス推進課長)

KS2-1 学びの先には…
～特定行為研修の効果および
省令(研修プログラム改正)について～

JCHO 徳山中央病院 救急科部長
清水 弘毅

研修において重要なことは学びの楽しさを教えることだと考えている。教科書に沿った内容を教えることは重要であるが、それだけではなんの楽しさもない。私が考えている学びは興味をいかに持たせることができ、それを実践で体感し、感動させることだと思う。興味を持つことができたなら次のステップが待っている。いろいろな疑問がわいてくる。それを調べ、ディスカッションをする。思考過程をプレゼンテーションすることで自分が分かっていること、分かっていないことを認識できる。ただ、医療業界は進歩がめざましい。今日の常識が明日の非常識ってことも少なくない。だからとことんディスカッションして、エビデンスを含めた今の医療界の常識などを提示しながら、実際の臨床で行っていることを説明する。話の中で医師同士の会話ではわいてこないような疑問を言われ、ハッとさせられることもある。目線が違えば常識も違う。研修を通して自分自身のレベルアップもできる。このように指導側にとってもいい研修と考える。

本研修をすることで患者、家族からのクレームなどはない。研修生は一生懸命実習をし、コミュニケーションをとってくれるため、患者の満足度は高いと思われる。地域の基幹病院であるため、ご高齢の患者も多い。ご高齢患者の多くは話が好きである。会話を楽しみながら実習してくれる研修生はありがたい存在である。

本研修をするにあたり、指導側の医師としてのメリットは多いように考えている。チーム医療をするように言われる現在、この研修を通して知識を共有し、同じ方向に舵を取ることができれば、より良い医療環境が作れると信じている。研修を通じてコミュニケーションをとり、お互いを理解し、知識を共有することで進む方向性が見えてくる。同じ方向に進めば、きっと医療の質は向上する。

KS2-2 特定行為研修を終えて
—研修の効果と今後の実践に向けての課題—

JCHO 徳山中央病院 看護部
國次 葉月

特定行為研修が始まり、当院では現在16人が特定行為研修を受けている。今回3年目を迎え、研修を受けたことによる変化について、1期生7人にアンケートを実施した。その結果をもとに特定行為研修の効果と今後の実践に向けての課題について、研修を修了した看護師の立場から考察したので報告する。

アンケートで研修生は「研修前に比べて患者の観察や問診、医師への報告が的確にできるようになった」と回答しており、「輸液や抗菌薬、インスリン治療などに関する医学的知識を習得し、臨床経験とそれらの知識を重ね合わせることによって、アセスメントや判断力が向上したこと」を研修による変化として捉えていた。また、「臨床推論を学んだことで、医師のアセスメントを理解し治療目標を共有することが可能になり、治療に積極的に参加できるようになった」と感じていた。その他に「医師と他看護師の橋渡しや看護師の指導的役割、患者への治療説明において特定行為研修が活かせる」との回答があり、研修は看護ケアや医療の質向上に対して大きな効果があると考えた。

一方、手順書を用いた実践にはいくつかの課題があることがわかった。勤務場所など研修生の背景は違い、特定行為の対象になる患者や場面は研修生ごとに異なってくる。さらに、患者の病状に応じて必要な技術レベルは異なり、研修を受けた看護師が一律に特定行為を行うことは難しい。また特定看護師、認定看護師など様々な資格や能力を持った看護師が存在することで、医師側は看護師の資格や能力を理解した上で、個々の看護師に応じた指示を出す必要性が生じてくると推察される。急性期で病状の不安定な患者が多い総合病院で特定行為を安全に実践していくためには、医師との連携が益々重要になると考えられる。私は自分にできる特定行為の内容や範囲をアピールしつつ、自己研鑽と実践経験を積み重ね、主体的に特定行為を進めていきたいと考えている。

座長：瀧村 佳代 (JCHO理事)
吉浪 典子 (JCHO本部 企画経営部 患者サービス推進課長)

KS2-3 特定行為研修の取り組み ～研修調整者の立場から～

JCHO埼玉メディカルセンター 副看護部長
茂木 真由美

当院の二次医療圏であるさいたま市の人口は、2018年度130万人を突破した。地域保健医療計画では、医療・介護の需要は大幅に増大すると想定され、医療依存度が高い状態での在宅療養者が増えている。当院は許可病床数395床の急性期病院で、地域包括ケア病床46床、28診療科を有する。訪問看護室、老健、地域包括支援センター等を併設している。地域と病院内の現状から、特定行為を実践できる看護師育成の意義は大きい。そのため、特定行為研修実施病院管理委員会(以下委員会)を設置し、2017年度より4名が受講を開始した。

研修の場所や方法は、委員会の医師、研修生、看護師長と検討して決めている。研修の実施にあたっては、薬剤師、ME、専門看護師、非常勤や近隣クリニックの医師からの協力も得ている。また、「感染に係る薬剤投与関連・共通して学ぶこと」の講義は、JCHO東京蒲田医療センターの研修に参加させていただいた。研修を実施する際に大変なことは、スケジュール調整と場所の確保である。研修予定の確認と周知は、電子カルテの共有フォルダを活用し、それ以外に電話や直接出向いて行っている。また、病棟看護師長から先生に伝えてもらうこともある。研修場所は、他の会議等と調整し確保している。研修内容は医師と事前に打ち合わせているが、その日のテーマから逸脱することもある。その場合には、プログラム上での位置づけになるかを検討し、計画を修正している。

研修を効果的なものにするためには、病院長、看護部長の理解、医師の協力は必須である。また、研修生が学習しやすい環境とするために、看護師長とスタッフの応援も重要である。研修調整者に求められるものは、予定通りにいかないことがあってもめげない心と、研修生の「やる気」のために絶対成功させようとする想いに尽きると思っている。今後、特定行為研修の修了生がいきいきと活躍できる環境を整え、後続する看護師を増やすことが課題である。

KS2-4 特定行為に係る看護師の 研修制度の評価ならびに 省令改正に伴う研修内容の変更点

自治医科大学看護学部 教授/
看護師特定行為研修センター 研修責任者
村上 礼子

特定行為に係る看護師の研修制度は、制度公布後5年目を目途に所要の措置を行うことになっている。そのため、予定されたチーム医療の効果的な推進に向けた当該研修制度の見直しの材料として、平成29年度に特定行為研修の内容等の適切性の評価、特定行為による医療現場等への影響の評価について、厚生労働行政推進調査事業地域医療基盤開発推進研究を行った。

研究結果として、医療現場の現状に合う特定行為区分の見直しや、研修時間数の軽減を見据えて、共通科目間、共通科目と区別科目、区別科目間の学習内容の重複を整理することが必要であること、それぞれの研修機関が工夫をしながら症例数や教育環境を調整し、概ね適切に実施しているが、いずれの研修機関も模索しながらの研修提供であり、指定研修機関の業務を含めた指針や到達目標、評価基準を含めた研修モデルの提示が必要であることなどのいくつかの提言を示した。

提言等をもとに検討され、令和元年4月26日に「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号」に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部改正が行われた。主な改正点は、学習内容の重複等を整理し科目横断的に学ぶことなどにより、研修の内容及び時間数の精錬化を図るとともに、特定行為研修修了者の現場での活用に資すると考えられる領域において、実施頻度の高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とするもので、時間数の短縮と領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分の一部の特定行為についての研修免除が可能となる内容であった。

今後、各指定研修機関では、改正に伴う研修内容の変更点の趣旨を十分理解した上での研修内容の見直しが必要であり、同時に看護師は研修ならびに改正の趣旨を理解した研修受講が望まれる。今回の情報提供をもとに、当該研修制度を活用した地域医療への貢献に関して、新たな示唆が見出されることを期待する。